

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注			
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 認知症対応型共同生活 介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (754 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき 二50単位	1日につき +50単位			1日につき +120単位
		要介護2 (930 単位)				-80単位					
		要介護3 (923 単位)				-82単位					
		要介護4 (940 単位)				-84単位					
		要介護5 (958 単位)				-86単位					
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (752 単位)				-75単位		1日につき +25単位			
		要介護2 (757 単位)				-79単位					
		要介護3 (911 単位)				-81単位					
		要介護4 (927 単位)				-83単位					
		要介護5 (944 単位)				-84単位					
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 (752 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき 二50単位	1日につき +50単位			1日につき +200単位 (7日層を 限度)
		要介護2 (926 単位)				-80単位					
		要介護3 (923 単位)				-82単位					
		要介護4 (929 単位)				-83単位					
		要介護5 (935 単位)				-84単位					
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 (750 単位)				-75単位		1日につき +25単位			
		要介護2 (916 単位)				-79単位					
		要介護3 (940 単位)				-81単位					
		要介護4 (957 単位)				-83単位					
		要介護5 (973 単位)				-84単位					
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下		(1日につき 72単位を加算)								
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下		(1日につき 144単位を加算)								
	(3) 死亡日以前2日又は3日		(1日につき 680単位を加算)								
	(4) 死亡日		(1日につき 1,280単位を加算)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)		(1日につき 39単位を加算)								
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)		(1日につき 49単位を加算)								
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)		(1日につき 59単位を加算)								
ホ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)		(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		(1日につき 4単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき 100単位を加算)								
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき 200単位を加算)								
チ 介護管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)								
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)								
ロ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		(1日につき 22単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 18単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 6単位を加算)								
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×111/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×81/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×45/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)								
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×31/1000)								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×23/1000)								
注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計											
注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計											

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。